

副
本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

中間判決の申立

平成20年6月3日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義 聖



本訴推移の現状に鑑み、被告らは、以下のとおり、本件の争点につき中間判決を
求めるため、本申立に及ぶ。なお、略語は、本訴において用いた例による。

第1 中間判決申立ての趣旨

- 1 原告らの八ッ場ダムは茨城県にとって利水上必要性がない旨の各主張(被告
らの準備書面(17)21・22頁の①・②の主張)は、ダム本体に関する負
担金(特定多目的ダム建設工事負担金)に係る茨城県企業局長(専決権者を含
む。以下同じ。)の国庫への納付(公金の支出)及び茨城県知事(専決権者を含
む。)の同局長の所管する水道事業会計(特別会計)への繰り出し(公金の
支出)並びに水特法負担金及び基金負担金に係る茨城県企業局長の群馬県及び
利根川荒川基金への支払い(公金の支出)についての原因行為に関するもので
あり、財務会計法規上の義務の内容とはならない
- 2 原告らの八ッ場ダムは治水上必要がない旨の主張(被告らの準備書面(17)
17頁の①ないし③の主張)は、国の事務に関するものであり、上記各公金の

支出に関する財務会計法規上の義務の内容とはならない旨の中間判決を求める。

第2 中間判決申立ての理由

貴庁は、利水関係につき4名の、また治水関係に国の職員を含む3名の証人尋問を行う予定としている。

しかし、このようなことは、以下に述べるとおり不要かつ不適切と言わざるを得ないが、いずれにしても今後の主張立証の要否等訴訟追行の上できわめて重要なポイントであるため、現時点で上記各点を確定することが必要であるので、民事訴訟法245条の中間判決を求めるものである。

1 利水関係

(1) 利水に関する茨城県の八ッ場ダムについての負担金の国庫への納付は、昭和61年の八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成時に、1日最大9万4200立方メートルをもって参画する旨のダム使用权設定申請をしたことによるもので、その負担割合や負担額については、他のダム使用权設定予定者や治水に関し受益する都県のそれらを含め、基本計画の作成時と平成16年の基本計画変更時（工事に要する概算額の変更。なお、平成13年の変更は工期の変更）の国土交通大臣からの意見照会に対し、茨城県知事の異議のない旨の意見（関係都県知事として県議会の議決を経た上での意見及びダム使用权設定予定者としての意見）によるものであり、これらを「原因行為」とするものである。そして、八ッ場ダム建設事業は、これらの手続や関係行政機関の長との協議等を経て、国土交通大臣の作成する基本計画によって実施されている。

ところで、4号請求（旧代位請求、現義務付け請求）においては、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に反する違法なものであるときに限られるとされ（最三小判H4・12・15）、その理は1号請求（差

止請求)においても異ならないが(定説であり、多くの裁判例がある。)、原告らの水余りだから利水上必要性がない旨の主張は、要するに原因行為についての主張にすぎず、本訴請求においては明らかに主張自体失当のものである。上記最三小判と同じ見解に立って、上記と同じ判断を示したものとして貴庁貴部H15・12・25判決(乙153、特に31頁以下。確定)があるが、本件において、上記最三小判や貴庁貴部判決を否定する理由は全くない。

(2) また、水特法負担金の制度は内閣総理大臣の指定ダムの指定等に基づくものであり、これを補完するための制度である基金負担金は国土交通大臣(以前は内閣総理大臣)の許可による利根川荒川基金とその業務についての業務方法等によるが、これら制度のもとでの茨城県の群馬県や同基金への負担金の支出は、上記したダム使用权設定申請と茨城県知事の異議のない旨の意見を原因行為として、基本計画に参画したことによるものであり、原告らの主張は、この原因行為に関するものであって、財務会計法規上の義務に関するものではなく、主張自体失当のものであることは明らかである。

(3) 被告らは上記のとおり考えるが、その点においても、利水に関する今後の訴訟追行は上記第1の各点いかんによって左右されるため、現時点で貴庁のご判断を頂く必要がある。

2 治水関係

(1) 利根川の洪水防御のための計画規模(基本高水のピーク流量)をどのように設定し、どのような河道整備等を行い、どのようにダム等の洪水調節施設で調節し、どのような流量を河道に流下させる等は、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済的効果等を総合的に考慮し、河川審議会(現社会資本整備審議会)の意見を聴きつつ、河川管理者たる国土交通大臣の大幅な裁量判断により定められる(名古屋地裁平成13年3月2日判決・判例自治217号29頁等)。

このように、本件において原告らが争点としている事項は、全て国(国土

交通大臣)の裁量判断に関わる事項であり、茨城県は当事者として反論し得る立場にはなく(間接的なものである。)、当事者としての能力を有していない。本件で、原告らの主張するような治水関係の主張を主張として許容し、貴庁が実体判断を示すということは、監査請求前置主義のもとで、地方公共団体の監査委員に同様の実体判断をすることを義務付けることに帰着し、それが可能かどうか常識で考えれば自明のことであろう。

(2) 治水関係については、本訴で主張しているように種々の点から主張自体失当のものであるが、それらは実体判断に関係するため、今後において訴訟進行上の混乱はさほど生じないと見込まれる。そのため、本申立てにおいては、専ら国の事務について違法事由を主張して地方公共団体の財務会計行為(公金の支出)を争えるか否かについての貴庁の中間判決を求めることとした。

以上